

## 平成31年第3回 大石田町議会臨時会会議録

平成31年4月19日(金)、大石田町議会臨時会が大石田町議場において招集された。

1. 議長(村岡藤弥君) 午前 10 時 00 分 開会を宣す。

出席議員は次のとおり。

1 番 岡崎英和 君	4 番 関 幸悦 君	7 番 遠藤宏司 君
2 番 村形昌一 君	5 番 村岡藤弥 君	8 番 齋藤公一 君
3 番 小玉 勇 君	6 番 大山二郎 君	9 番 芳賀 清 君
		10 星川 久 君

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名。

町 長	庄司喜與太君	保健福祉課長	高橋慎一君
副町長	横山利一君	産業振興課長	
教育長	本多 諭君	(兼)農業委員会事務局長	鈴木 太君
総務課長	二藤部康暢君	建設課長	遠藤秀樹君
まちづくり推進課長	間宮 実君	教育文化課長	早坂勝弘君
町民税務課長			
(兼)会計管理者	土屋弘行君	総務課総務主幹	小玉大輔君

本会議に、職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長	八 鍬 誠
議会事務局議会主査	大沼裕子

## 提出議案目録

- |        |  |
|--------|--|
| 承認第1号  | 平成30年度大石田町一般会計補正予算(第10回)の専決処分の承認について       |
| 承認第2号  | 平成30年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第4回)の専決処分の承認について    |
| 承認第3号  | 大石田町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について       |
| 承認第4号  | 大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について |
| 議案第26号 | 除雪ドーザーの取得について                              |
| 議案第27号 | 尾花沢市消防署大石田分署建築用地造成工事請負契約の締結について            |

## 議 事 の 経 過

### 1. 議長(村岡藤弥君)

お早うございます。

ただ今から、平成31年第3回大石田町議会臨時会を開会いたします。出席議員数も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、大石田町議会、会議規則第125条の規定により、

2番 村 形 昌 一 君、

3番 小 玉 勇 君を指名します。

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。会期につきましては、議会運営委員会を開催していただき、協議を願っておりますので、その結果につきましては、議会運営委員会委員長より報告を求めます。議会運営委員会委員長 星 川 久 君。

### 1. 議会運営委員会委員長(星川久君)

お早うございます。

議会運営委員会の結果について、報告いたします。去る4月15日告示、本日招集されました、平成31年第3回大石田町議会臨時会の会期、議事運営等について、本日午前9時30分より議会運営委員会を開き、提出される案件等を考慮し、慎重に協議した結果、本臨時会は、皆様のお手元に配付している会期、議事日程のとおりであります。

即ち、本臨時会は本日1日限りの会期とし、その内容についてご説明申し上げ、皆様のご賛同をいただきたいと存じます。

はじめに、ただいま報告している会期の決定をしていただきます。

次に、本臨時会に提出されている議案6件を上程し、提出議案について町長の提案理由の説明並びに、担当課長の補足説明をしていただきます。補足説明終了後、本会議を休憩していただき、議場において全員協議会を開催し、本臨時会の議案説明をお願いしたい考えであります。

全員協議会終了後、ただちに本会議を再開し、議案の審議をお願いし、終結後、本臨時会を閉会する考えであります。

なにとぞ、本委員会の決定どおり、皆様のご賛同とご協力をいただき会議を進めて下さるようお願い申し上げます、委員会の報告といたします。

平成31年4月19日 大石田町議会運営委員会委員長 星 川 久。

### 1. 議長(村岡藤弥君)

ただ今、議会運営委員会委員長より報告のとおり、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに、ご異議ありませんか。(議員:「なし。」)ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りとすることに決定いたしました。

次に、日程第3. 承認第1号より、日程第8. 議案第27号まで以上6件を一括して議題として上程いたします。日程第9. 町長より、上程議案について提案理由の報告を求めます。大石田町長 庄 司 喜 與 太 君。

### 1. 町長(庄司喜與太君)

お早うございます。

本日、第3回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中ご出席をいただき、心から感謝を申し上げますとともに、日頃より町政各般にわたって、特段のご指

導、ご協力を賜っておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、ただいま上程になりました議案の概要について、ご説明を申し上げます。

承認第1号「平成30年度大石田町一般会計補正予算(第10回)の専決処分の承認について」であります。既決の予算から歳入歳出それぞれ490万6千円を減額して、予算総額54億8,275万円とし、専決処分したので、地方自治法の定めるところにより承認を求めます。

承認第2号「平成30年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第4回)の専決処分の承認について」であります。即決の予算に歳入歳出それぞれ1千円を追加して、予算総額9億4,781万1千円とし、専決処分したので、地方自治法の定めるところにより承認を求めます。

承認第3号「大石田町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」であります。地方自治法等の一部改正に伴い改正する必要があり、専決処分したので、地方自治法の規定により承認を求めます。

承認第4号「大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」であります。地方自治法等の一部改正に伴い改正する必要があり、専決処分したので、地方自治法の規定により承認を求めます。

議案第26号「除雪ドーザーの取得について」であります。除雪ドーザーを購入するための入札を行い、落札者が決定したので、地方自治法等の規定により提案するものであります。

議案第27号「尾花沢市消防署大石田分署建築用地造成工事請負契約の締結について」であります。尾花沢市消防署大石田分署建築用地造成工事の入札を行い、落札者が決定したので、地方自治法等の規定により提案するものであります。

以上、今臨時会に提出いたしました議案の概要について、ご説明申し上げます。なお詳細については、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

#### 1. 議長(村岡藤弥君)

続いて、担当課長より補足説明を求めます。総務課長 二藤部康暢君。

#### 1. 総務課長(二藤部康暢君)

補足説明をさせていただきます。議案目録の方をご覧くださいと思います。

最初に1ページ。承認第1号「平成30年度大石田町一般会計補正予算(第10回)の専決処分の承認について」地方自治法第179条第1項の規定に基づき、「平成30年度大石田町一般会計補正予算(第10回)」を別紙のとおり専決処分したので承認を求めます。

別紙予算書をご覧くださいと思います。専決第1号になります。「平成30年度大石田町一般会計補正予算(第10回)」予算の総額から歳入歳出それぞれ490万6千円を減額し、54億8,275万円とするものであります。内容といたしましては、地方交付税ほか地方消費税交付金など、国、あるいは県からの交付金が最終的に決定いたしましたので、財政調整基金の減額補正を含めて最終的な補正調整をさせていただいたものであります。財政調整基金については9,000万円を繰戻しさせていただきましたほか、歳出では温泉整備基金の積立金の500万円を減額したなどが含まれております。3月28日付で専決処分させていただきましたので承認を求めます。

再び議案書の方にお戻り下さい。3ページであります。承認第2号「平成30年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第4回)の専決処分の承認について」地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第4回)を別紙のとおり専決処分したので承認を求めます。

補正予算書をご覧くださいと思います。専決第2号「平成30年度大石田町介護保険特別

会計補正予算(第4回)」予算の総額に歳入歳出それぞれ1千円を追加いたしまして、総額を9億4,781万1千円とするものであります。内容を申し上げますと、平成29年度の介護給付費負担金の返還が生じたために、他の経費の精査を行いながら、全体で1千円ではありますが増額の補正予算とさせていただいたものであります。これも、3月28日付で専決処分をさせていただきました。

議案書にお戻りいただきたいと思います。5ページでございます。承認第3号「大石田町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」地方自治法第179条第1項の規定に基づき、大石田町税条例の一部を改正する条例の制定について別紙のとおり専決処分したので承認を求めます。改正文については大変長くございますけれども、所得税の住宅ローン控除に関する変更、あるいはふるさと納税の制度が見直しされることに伴う改正、軽自動車税の性能割の税率の改正などを含めまして今般の6項目ほどの改正になっております。

次に、29ページをお開き下さい。承認第4号「大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」地方自治法第179条第1項の規定に基づき、大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決したので承認を求めます。地方税法の施行令の改正に伴うものでありまして、国保税の課税限度額の引き上げ、それから低所得者に対する国保税の軽減措置の計算方法の変更などでありまして、3月29日に専決処分をさせていただきました。

35ページをお開きいただきたいと思います。今度は議案になります。議案第26号「除雪ドーザーの取得について」町は、次により財産を取得する。取得する財産につきましては、除雪ドーザー(11t級)1台。取得価格は1,688万5千円。契約の相手方でありまして、天童市の日本キャタピラー合同会社山形営業所所長 大崎 一成。4月10日に入札を行い、落札者が決定いたしましたので、条例の規定に基づき提案するものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。議案第27号「尾花沢市消防署大石田分署建築用地造成工事請負契約の締結について」町は、次により尾花沢市消防署大石田分署建築用地造成工事の請負契約を締結するものとする。契約の目的はご覧のとおりでございます。契約金額については、5,616万円。契約の相手方については、大石田町の株式会社佐々木建設代表取締役 佐々木 恵一。工事の場所については、大石田町地内となっております。

4月15日に入札を行いました。このように、落札者が決定いたしましたので条例に基づきまして提案するものでございます。以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

#### 1. 議長(村岡藤弥君)

以上をもって、上程議案について、町長の提案理由の説明、及び担当課長の補足説明を終わります。

暫時休憩いたします。議員は自席にてお願いします。

休憩 午前 10 時 14 分

再開 午前 11 時 30 分

1. 議長(村岡藤弥君)

再開いたします。

議案の審議を行います。日程第10. 承認第1号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)ありませんか。ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に討論のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第1号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。承認第1号は、原案のとおり、承認するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、承認第1号「平成30年度大石田町一般会計補正予算(第10回)の専決処分の承認について」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第11. 承認第2号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に討論のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第2号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。承認第2号は、原案のとおり、承認するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、承認第2号「平成30年度大石田町介護保険特別会計補正予算(第4回)の専決処分の承認について」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第12. 承認第3号より日程第13. 承認第4号まで、以上2件を一括して議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

全員協議会での資料の用紙は議員さん方持ってるんですか。町民税務課の資料持ってるんですか。先ほどもちょっとお伺いしたんですけども、町民税務課の資料の網のかかった下から2番目ですね、軽自動車税の特例ということでございますけども、この2行目に「消費税引き上げに配慮し」とあるんですけども。今朝の新聞報道では、政府の、自民党の幹事長代行が消費税引き上げ再延期もという発言があったようなんです。延期された場合には、条例見直しするという話ではありましたけども。まだ6月定例会もあり9月定例会もあるんですけども、この定例会でこれをしなければならぬ、改正しなければならぬということは町の判断なのか。それとも、上がらの指示もあってのことなのか、ちょっとお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

町民税務課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

町民税務課長 土屋弘行君。

1. 町民税務課長(土屋弘行君)

ただ今の遠藤議員の質問にお答えいたします。今、新聞報道においては10月1日の消費税10%が延びるのではないかというふうな報道もされております。この改正ということでございますけども、そのような状態になりましたら通常ですと県の方から改正の施行令というふうなものが送付されてきます。それに基づいての、どこの市町村でも同じかと思えますけども、それに基づきまして

条例改正の手続きを進めるというふうな流れになります。

1. 議長(村岡藤弥君)

7番 遠藤宏司君。

1. 7番(遠藤宏司君)

これは私の考えということになるかもしれませんが、今統一地方選挙をやっています。7月には参議院議員選挙ありますけども、私たちは政治の方に身を置くものとしてみれば、政府が再延期をするという方向を出したのかな。消費税増税できるような経済状況じゃないというふうな判断が動いてるのかなという気がするんです。こういうことが、政治の世界と行政の違いはあると思いますけども、もう決まったごどだっていう形の、こう、なんて言いますかね、政治的圧力になるのかなと思ったりもするんですけども。今の経済状況で増税するということは、いろんな経済、世界の経済見た場合、日本の経済、それから地方の経済がかなりダメージを受けるんだってなごどでは私どもは政治的には思っております。ですから、なんか行政が先走るみだいな気がするんですけども、町長の所見だけお願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

国の法律は変わりませんので、国に沿った形の中でやれって言われれば、法律改正云々はしなければならぬのでは、法改正はしなければならぬのではないかなと私自身は思っております。資料の一番最初に書かれてあるとおりですけども、地方税法などの一部を改正する法律が平成31年3月29日に交付されておりますので、これをしなければならぬということで今回議案に挙げました。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に討論のある方の発言を許します。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第3号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。承認第3号は、原案のとおり、承認するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、承認第3号「平成30年度大石田町税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、承認第4号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。承認第4号は、原案のとおり、承認するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、承認第4号「大石田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について」は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第14. 議案第26号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。2番 村形昌一君。

1. 2番(村形昌一君)

入札調書を見ますと、消費税10%で書いてあります。県の指導といったようなことで説明を受けましたが、9月末までに購入すれば8%で買えるわけです。早めに、値上がりする前に買って置いておくっていう手は検討なさらなかったのかお伺いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

建設課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 遠 藤 秀 樹 君。

1. 建設課長(遠藤秀樹君)

今のご質問でありますけども、各メーカーの方にあらかじめお伺いはしました。その中で、9月末日の納期については非常に難しいという答弁でありました。それを受けたなかで、今回の納期限というふうに設定をさせていただいたところでございます。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。6番 大 山 二 郎 君。

1. 6番(大山二郎君)

全協でもちょっとお伺いしたんですけども、もう一回お伺いします。振興実施計画書によりますと、今回のブルドーザーの予定価格が2,300万円。見積を取って一応そういう計画を立てるんだと。ところが、今回のまた見積を取った段階で、予定価格が2,440万7千円に上がってると。振興実施計画を作る段階で、いつ見積を取ってその金額を挙げたのか。それがたぶん1年位しか経ってないのかなと。去年のうちに振興実施計画をいただきましたので、140万円以上。予定価格ですから、当然本来のところからちょっと下げてはいるのかなと、分かんないんですけども。それでもやっぱり140万円、150万円位値上がりをするということ自体、同じものがどうしてそんなに上がるのかなと。買う時期というもの、いわゆるブルドーザーっていうのは、特に需要と供給のバランスなんだろうけど、本当に必要なときってのは高くなるだろうし、そんなでもないっていうときは安定価格になるだろうという。そういったことがあるのかもしれないんですけども、そのへんの考え方、いつこう、今さっき言われたようにですね、今言ったのは消費税の話だったんですけども、それだけでなく、いつ頃見積を取って入札したらより安くなるのかなというところをどういうふうに考えたらいいか。この春、今回入札したわけですけども、今やっても9月以降になっちゃう、じゃあもうちょっと後からした方がといふかな、振興実施計画を立てた頃にとった見積の時期にした方がいいのかとか、そういうふうななんかこう、関連性の仕組みがあるんでしょうか。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 興 太 君。

1. 町長(庄司喜興太君)

建設課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 遠 藤 秀 樹 君。

1. 建設課長(遠藤秀樹君)

関連性については正直分かりかねるところがあります。ただ、今の時期に入札の方を執行しないと、降雪時期までには間に合わないというのが現状で聞いてます。更に、前に入札を実施したときに10月の下旬位で設定したところ、辞退するメーカーも出てきている状況にあります。そういった意味では、より確実に降雪前に機材を受けるには今の段階で入札をせざるを得ないというのが現実かと思っております。

1. 議長(村岡藤弥君)

6番 大 山 二 郎 君。

1. 6番(大山二郎君)

時期的に、いわゆる納品されなければ困るわけですから、なるべく早くそうやっていく。ただ、私がそれを言うてんのは、見積を取る段階で去年からみたら150万円近く上がる、受注生産という形を取っているのかなという。だと、人件費とかなんかの高騰があつてこれ位上がるんですよってなんかそういった説明とかなんかあつたんでしょかね。それだけの見積額が高くなるということではということですね。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

もう一回建設課長に答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

建設課長 遠 藤 秀 樹 君。

1. 建設課長(遠藤秀樹君)

ものがものだけに、ほとんど受注に近いような状況にあるというふうには伺っております。あと、特殊性もありますので、そのへんについてはご理解をお願いしたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。1番 岡 崎 英 和 君。

1. 1番(岡崎英和君)

落札額が1,688万5千円ということですが、ちょっと町長にお伺いします。

去る、第1回の定例会で町長からお答えいただいた、当初の予算額との格差が大きすぎるのではないかという点について、今後検証して、必要であれば直していきたいというふうな旨のお答えをいただいたと思いました。今回も当初予算額2,689万2千円、落札額とみればやや1千万円、これ31年度の予算執行が、予算が動き始めてすぐ一品で1千万円ほどの差額が出たのが事実でございます。先般の定例会でお答えいただいた旨を検証していただくものと理解しておりますが、この件について町長から一言ご説明お願いいただきたいと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

次の議会で、6月議会で減額いたします。

1. 議長(村岡藤弥君)

1番 岡 崎 英 和 君。

1. 1番(岡崎英和君)

是非そうしていただければと思います。また、同じサイズで11t級です、と平成27年に当初予算2,300万円、落札額1,550万円、やっぱりこういったことが繰り返されてるのが事実ですので、今後予算を組むにあたり多少なりとも実価格によっていけるような予算組みが必要かと思われませんが、その件については改めて町長からお言葉をいただければと思います。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

総務課長の方から答弁させます。

1. 議長(村岡藤弥君)

総務課長 二藤部康暢君。

1. 総務課長(二藤部康暢君)課長

予算を組む時の資料といたしましては、各課から我々が根拠となる見積書の提示を求めます。あくまでも見積書においては2,300万円、あるいは2,400万円という数字が出てくるわけです。でも、実際はそれよりも1千万円位低く落札するんじゃないのという実態も我々知っております。予算作成上は、いずれにしても見積書をもって作成するしかありません。んで、特に除雪機械については財源的には交付金と起債なわけですね。一般財源まるまるで買うわけではないので、そのへんはある程度クリアランスがあるというふうに考えていただきたいと思います。1,500万円で予算おけばいいんじゃないかという話がありますけども、実際一財についてはごくわずかですので、他の財源でいろいろ調整できますので2,500万円なりを置かせていただいたところであります。

1. 議長(村岡藤弥君)

1番 岡崎英和君。

1. 1番(岡崎英和君)

そういった実情があるのも垣間見れてましたけども、いずれスムーズな事務執行になるように心がけていただければなというところでございます。答弁は結構です。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に討論のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第26号は、原案のとおり、決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第26号「除雪ドーザーの取得について」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15. 議案第27号を議題といたします。ご質疑のある方の発言を許します。6番 大山二郎君。

1. 6番(大山二郎君)

消防分署の建設に関しては、今までは順調に進んでたと思うんですが、今回は用地造成工事、これはこれで進んでいくのかなというふうに思います。ただ、最近なんかいろいろ話が聞こえてきて、実際分署建設の方がちょっと遅れてるのかな、いわゆるまだ入札も済んでいないような話。どういうふうな状況に今なっていて、いつ頃入札を行い、今年度中に建設が間に合うのかどうか。そのへんの状況、言えないところもあるのかもしれないけども、指名審査委員長である副町長が一番詳しいのかなと思いますので、そのへんの一連の動き、皆が少し納得するように、分かりやすいような話をしていただければと思うんですが。

1. 議長(村岡藤弥君)

副町長 横山利一君。

1. 副町長(横山利一君)

大山議員さんの質問は、審査会の委員長としてでございますが、正直申し上げて審査会のテーブルにはまだ乗っておりません。ただ、動きについて、担当部署のまちづくり推進課の方と調整をしております。いわゆる地元の建築関係の方から、是非いわゆるJV(共同企業体)を作りたいというふうな要請を受けております。町長にはそういう要請を受けております。ただ、問題は通常のベースからして、企業体の枠組みというのが上位、またはその下まで。残念ながらうちのの方の

格付けはしておりませんが、基本的に県の点数を基にしてやりますと、正直申し上げて D ランクです。ですから、D ランクと組めるもの、C ランクの建築しかありません。ただ、問題は国交省、あるいは県の指針としては、県の場合は1億5千万円を超える建築事業についてはすべて A ランクです。ですから、そういうものを踏まえた上でそういう要望、要請をどうやったらなるのかという、いわゆる説明責任はあるわけですので、A と D が企業体を組めるのかどうか、そういうものを含めて実は技術センターなり県の方といろいろ今意見交換をしている最中です。ただ、通常のレベルとすれば A ランクの建築の業者が受けるべき内容だということまでは分かっています。そこどうやってマッチングをするのか。もしかしたら、いわゆる通らない要請であればこれはやむを得ないなという、その結論はまだ出ていません。今のところ遅れてるというのがそういう内容です。

ただ、今大山議員が言うように、後ろが決まっていますとかなり厳しいと思います。そういった意味では、実際工期を来年の3月までに設定したときにですね、発注が遅れて工期的に間に合わないということで辞退をされるのも今度困るということで、なるべくそういうふう結論を出すというようなことですが、審査会としてはまだテーブルに上がっていないというような状況です。

1. 議長(村岡藤弥君)

6番 大山二郎君。

1. 6番(大山二郎君)

いろいろな問題があると思いますけども、要は町内業者の方が我々に仕事を少しさせてくれというような要望だと思います。そのへんは町長どういうふうにお考えになっているのか、お願いします。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

今の大山議員の質問にお答えしますが、私も町内業者とドッキングしながらさせたいなというような気持ちの中でおられますけども、県の方からどういう回答がくるか。また、それを見た上でどういふふうにするか、町業者にとにかくさせたいという気持ちはありますので、そういう方向の中でやらしていただくということで考えています。

1. 議長(村岡藤弥君)

6番 大山二郎君。

1. 6番(大山二郎君)

こういった事業に関していくと、やっぱり町の業者になるべくという、町の考え方、特に町長の考え方、歴代町長の皆さんそうだったと思います。なるべく町内の仕事は町内の業者にさせたいという。しかし、如何せん希望、あるいはランク付け、いろんなものがあって難しい面もあるかと思えます。今までの歴代町長の考え方からすれば、できないものはしょうがないけども、下請けでもなんでも、その場合は町内業者を使って欲しいよという要望だけはたいがいしているかと思えます。今まだ県とも調整中で、どういうふうな形でなるのか分かりませんが、町内業者が入れるか、まあ下請けに回るかとか、いろんな形でそのへんはまだ分からないことですが、町長としては是非ですね、少しでも仕事ができるような方向性で考えていただいて、万が一入札でとった A ランクの業者があるとなれば当然要請もしていただく必要があるかと思えます。指導育成というふうに町は言ってるわけですので、そのへんはよろしくお願ひしたいなというふうに思います。もう一回だけ、町長。

1. 議長(村岡藤弥君)

町長 庄司喜與太君。

1. 町長(庄司喜與太君)

今大山議員が質問したごとく、そういう形の中で私自身進んでいきたいなというふうに思っております。以上です。

1. 議長(村岡藤弥君)

他にありませんか。(議員:「なし。」)ご質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に討論のある方の発言を許します。ありませんか。(議員:「なし。」)討論もないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。採決は起立により行います。お諮りいたします。議案第27号は、原案のとおり、決するに賛成の諸君の起立を求めます。全員起立であります。

よって、議案第27号「尾花沢市消防署大石田分署建築用地造成工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、平成31年第3回大石田町議会臨時会の全日程を終了いたしました。

町長より、発言を求められておりますので、これを許します。大石田町長 庄 司 喜 與 太 君。

1. 町長(庄司喜與太君)

本日の第3回町議会臨時会にあたり、一言お礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、急きよご参集いただき、そして慎重審議のうえ、提案いたしました案件を原案どおり、ご承認、ご可決いただきまして、誠にありがとうございました。

今後とも、町民の声を聴き、町民目線で各分野において全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。本日は、大変ありがとうございました。

1. 議長(村岡藤弥君)

これをもって、平成31年第3回大石田町議会臨時会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午前 11 時 55 分